

## 茨城県特別支援教育就学奨励事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 茨城県（以下「県」という。）は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）第2条第1項の規定及び同項の趣旨に基づき、予算の範囲以内において特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支弁する事業を実施することとし、その実施に当たっては、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号。以下「算定要領」という。）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付金要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）及び文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒の特別支援学校等への就学の特殊事情に鑑み、特別支援教育を受ける児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の全部又は一部を支弁することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学校等 県若しくは県に包括される市町村が設置する特別支援学校又は県が設置する中学校若しくは中等教育学校の前期課程
- (2) 児童等 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒。ただし、中学校及び中等教育学校の前期課程においては、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒
- (3) 保護者等 幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者

### (対象経費)

第4条 就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に基づき支弁するものに係る対象経費は、交付要綱別記1の「負担対象経費」の欄に掲げるものとし、その範囲及び額は、交付要綱別記1の「負担対象経費の範囲」の欄及び「負担対象額」の欄に定めるとおりとする。

2 就学奨励費のうち、法第2条第1項の趣旨に基づき支弁するものに係る対象経費

は、交付要綱別記2の「負担対象経費」の欄に掲げるものとし、その範囲及び額は、交付要綱別記2の「負担対象経費の範囲」の欄及び「負担対象額」の欄に定めるとおりとする。

(経費に関する資料の提出)

- 第5条 児童等の保護者等は、前条の規定により支弁すべき経費の算定のため、その属する世帯の収入額及び需要額の算定に必要な資料（以下「収入額・需要額調書」という。）に収入に関する市町村長の証明書を添えて県に提出しなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、収入額・需要額調書に代えてそれぞれの状況が確認できる書類を提出することができる。
- (1) 世帯の収入額が需要額の2.5倍以上であると自ら認め、就学奨励費の受給を辞退する場合
- (2) 児童等から児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設又は指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において、就学に係る措置費又は療育の給付を受けている場合
- 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である、児童等の保護者等は、収入額・需要額調書のほか、要保護者であることを証明する書類を併せて提出するものとする。

(支弁区分の決定及び通知)

第6条 県は、前条の規定による資料の提出があったときは、速やかに当該資料に係る事実について審査し、令及び算定要領に基づき、当該保護者等の属する世帯が令第2条に掲げる区分のいずれかに該当するものであるかを決定の上、速やかに保護者等に通知するものとする。

(経費の支給)

- 第7条 就学奨励費は、各特別支援学校等の学校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に支給する。ただし、令第4条に規定する特別の事情がある場合は、現物をもって支給することができる。
- 2 支給の時期は、各特別支援学校等の学校長が決定する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支弁に関し必要な事項は茨城県教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。